

# 施策目標個票

(国土交通省4-14)

<p>施策目標</p>	<p>公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p>	
<p>施策目標の概要及び達成すべき目標</p>	<p>鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する</p>	
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない  (判断根拠)  主要業績指標のうち、9(i)、43、45③、46については、目標達成または目標年度におおむね目標に近い実績を示す見込みがあるものの、その他については目標年度の目標達成が見込まれない。また、全10業績指標中、目標年度の目標達成が見込まれるのは4指標と過半数に満たないため、④進展が大きくないと評価した。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【現状】 (運輸安全マネジメント制度等) 経営トップの主体的な関与の下、現場を含む事業者が一丸となった安全管理体制の構築を目指し、国がその状況を確認して評価する運輸安全マネジメント評価については、対象事業者が10,813者であり、これまで延べ12,142者に対して実施した。(令和5年3月31日時点) また、運輸安全マネジメント制度の理解向上を目的として、国が定期的実施する運輸安全マネジメントセミナー及び、国が認定した民間機関等が実施するセミナーである認定セミナーを実施しており、これまで延べ117,450人が受講した。(令和5年3月31日時点) これらの制度は交通政策基本計画にも位置付けられ、運輸安全マネジメント制度の更なる実効性向上や、全事業者への同制度のコンセプトの普及等、充実強化を図っている。 (鉄道) 業績指標9③ホームドア整備番線数は、前年度より鉄軌道駅全体で145番線整備されており、ホームドア整備が順調に進んでいる。また、平均利用者数1日10万人以上の駅では、新型コロナウイルス感染症の影響により平均利用者数1日10万人以上の駅が減少したため、指標の実績値としては下落したものの、72番線整備されている。 業務指標42耐震化率については、目標年度である令和4年度末に概ね100%を達成する見込みである。 業務指標43浸水防止対策については、令和3年度末に45%の浸水対策が完了した。 (自動車) 業績指標44について、トラックを除く各モードは直近5年間で最小に、トラックは軽貨物自動車の件数が増加したことに伴い、全体として前年比増になった。 (海事) 業績指標46商船の海難船舶隻数は概ね減少傾向にあり、現在の取組を推進することで目標値の達成は概ね可能であると見込まれる。 (航空) 国内航空事故発生件数は気象条件等の外部要因の影響により、各年毎で変動があり、特に①定期便を運航する本邦航空運送事業者については、気流の擾乱による骨折事案が発生し、目標値を上回る結果となった。②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び④個人に係る航空事故発生率については僅かに目標値を上回る結果であった。③国、地方公共団体については目標値を下回った。  【課題と今後の方向性】 (運輸安全マネジメント制度等) 運輸審議会の答申(令和5年3月)等を踏まえて、運輸安全マネジメント制度の充実強化及び事業者の取組の深化を促進する。 また、「運輸安全マネジメントセミナー」及び「認定セミナー」の実施、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」の開催等により、制度の普及啓発を図り、運輸事業者の安全意識の更なる向上を目指す。 (鉄道) 業績指標9③については、引き続き、鉄軌道駅におけるホームドア整備の推進を図る。 業務指標42については、対策が完了していない箇所において、速やかに耐震対策を推進する。 業務指標43については、引き続き、令和7年度における目標達成に向けて着実に浸水対策を推進する。</p>

	<p>(自動車) 今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、また、軽貨物自動車の人身事故件数の減少に資する施策を行うなど、令和3年にとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。</p> <p>(海事) 業績指標46商船の海難船舶隻数は概ね減少傾向を示している。引き続き、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導や船舶検査をはじめとした各種施策を推進するとともに、海難被害を最小化するための取組を推進する。</p> <p>(航空) 航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。</p>
次期目標等への反映の方向性	今後も引き続き、公共交通の安全確保のために運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査の強化等各モードの取組を着実に実施する諸施策を継続する。目標年度を迎えた指標については、今後見直しを検討する。

業績指標	9 【再掲】ホームドアの整備番線数(i)鉄軌道駅全体(ii)平均利用者1日10万人以上の駅	初期値	実績値					評価	目標値
		R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
	1953番線	—	1953番線	2192番線	2337番線		(i) A	3000番線	
	447番線	—	447番線	334番線	406番線			(ii) B	800番線
	年度ごとの目標値		—	—	—	—			
	42 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*	初期値	実績値					評価	目標値
	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度		
	97.4%			97.9%	98.4%	集計中	B	100%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—			
	43 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率	初期値	実績値					評価	目標値
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度		
	40.0%				45%	集計中	B	70%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—			
	44 事業用自動車による人身事故件数*	初期値	実績値					評価	目標値
	R2年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R7年		
	21,871	30,818	27,884	21,871	22,027	23,259	B	16,500	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—			
	45 航空事故発生率*(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R14年		
	①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29年の5ヶ年平均値の7%減)	①1.87 ②27.02 ③25.40 ④33.38	①1.39 ②18.03 ③12.93 ④0.00	①2.30 ②9.86 ③13.23 ④80.50	①0.71 ②9.39 ③0.00 ④138.82	①4.40 ②17.93 ③12.58 ④148.08	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下		
	年度ごとの目標値	①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04	①0.65 ②15.62 ③15.86 ④146.61	①0.62 ②15.04 ③15.28 ④141.18	①0.60 ②14.46 ③14.69 ④135.75	①0.57 ②13.89 ③14.10 ④130.32			
	46 商船の海難船舶隻数* ※暦年で算出	初期値	実績値					評価	目標値
	H23～27年の平均隻数	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R11年(R7年)		
	386隻	388隻	366隻	290隻	288隻	257隻	A	204隻(254隻)	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—			

参考指標	参60 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	初期値	実績値					評価	目標値
		H18年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度
		0	0	0	0	0	0		0
	年度ごとの目標値								
	参61 既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の完了率	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		33%				39%	集計中		85%
	年度ごとの目標値								
	参62 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄で追う隣接斜面の崩壊防止対策の完了率	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		16%				22%	集計中		85%
	年度ごとの目標値								
	参63 ハイジャック及びテロの発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H14年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件
	年度ごとの目標値								
	参64 運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、中小規模事業者に対する制度の普及・啓発等を推進(①運輸安全マネジメント評価実施事業者数、②運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
①6,105者 ②17,799者		①10,158者 ②81,224者	①10,993者 ②92,493者	①11,461者 ②98,609者	①11,848者 ②107,582者	①12,142者 ②117,450者	①15,000者 ②160,000者		
年度ごとの目標値									
参65 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②被害者等支援計画を策定した公共交通事業者の数)	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	①324人 ②339者				①355人 ②360者	集計中		①475人 ②540者	
年度ごとの目標値									
参66 多言語掲示物システムを配布する鉄軌道事業者の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	100%			100%	100%	100%		100%	
年度ごとの目標値									

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	161,689	185,706	159,597	157,909	
	補正予算(b)	6,351	6,500	9,596		
	前年度繰越等(c)	6,257	8,156	10,067		
	合計(a+b+c)	174,297 <0>	200,362 <0>	179,260 <0>	157,909 <0>	
執行額(百万円)		147,686	160,468			
翌年度繰越額(百万円)		8,156	10,067			
不用額(百万円)		18,455	29,827			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	大臣官房運輸安全監理官	作成責任者名	中谷 育夫	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------	--------	-------	----------	--------

**業績指標 4 2**

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 \*

**評 価**

B

目標値：100%（令和4年度）  
 実績値：98.4%（令和3年度）  
 初期値：97.4%（令和元年度）

**（指標の定義）**

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等における、片道断面輸送量 1 日 1 万人以上の路線の高架橋等の耐震化率

**（目標設定の考え方・根拠）**

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」（平成 25 年国土交通省令第 16 号）において、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等における、片道断面輸送量 1 日 1 万人以上の路線における耐震補強は令和 4 年度末までに実施することとしている。

**（外部要因）**

高架下利用者等との調整

**（他の関係主体）**

鉄軌道事業者

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日）

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」

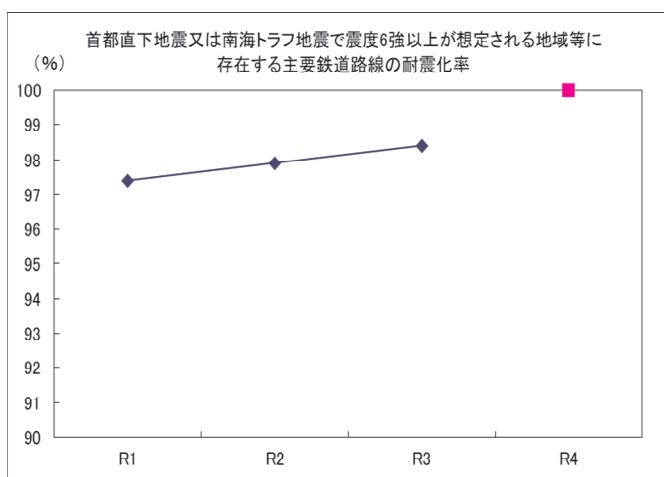
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
	97.4%	97.9%	98.4%	集計中

**主な事務事業等の概要****鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）**

首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保を図るため、高架橋等の耐震補強を一層推進する。

予算額：6,608百万円の内数（令和元年度当初予算）

- 3, 0 0 7 百万円の内数 (令和元年度補正予算)
- 4, 1 8 9 百万円の内数 (令和2年度当初予算)
- 5, 9 6 0 百万円の内数 (令和2年度補正予算)
- 4, 3 0 8 百万円の内数 (令和3年度当初予算)
- 5, 6 2 0 百万円の内数 (令和3年度補正予算)
- 4, 5 8 8 百万円の内数 (令和4年度当初予算)
- 5, 3 1 9 百万円の内数 (令和4年度補正予算)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における片道断面輸送量1日1万人以上の路線にある高架橋柱等については、対象となる約37万本のうち36万本以上の耐震補強が完了し、目標達成に向けて着実に進捗している。

#### (事務事業等の実施状況)

- 令和元年度において、19事業者の耐震補強について補助を実施した。
- 令和2年度において、19事業者の耐震補強について補助を実施した。
- 令和3年度において、21事業者の耐震補強について補助を実施した。
- 令和4年度において、20事業者の耐震補強について補助を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和4年度において、耐震化率が概ね100%に近い値にはなるものの、現時点の進捗では100%を下回る見込みであることから、国土交通省政策評価実施要領の評価基準に基づきBと評価した。
- ・対策が完了していない要因としては、高架下の利用者等との協議に時間を要しており、対策が実施されていないこと等が挙げられる。
- ・引き続き、早急に対策が実施されるよう鉄道事業者に対して指導を行い、目標達成に向けて耐震対策を推進していく。

## 担当課等 (担当課長名等)

担当課： 鉄道局施設課 (課長 中野 智行)  
関係課：

**業績指標 4 3**

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率

**評 価**

B

目標値：70%（令和7年度）  
 実績値：45%（令和3年度）  
 初期値：40%（令和2年度）

**（指標の定義）**

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率

**（目標設定の考え方・根拠）**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）59の指標・目標値を引用。

**（外部要因）****（他の関係主体）**

鉄軌道事業者

**（重要政策）**

【施政方針】

**【閣議決定】**

第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日）

**【閣決（重点）】**

第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）

**【その他】**

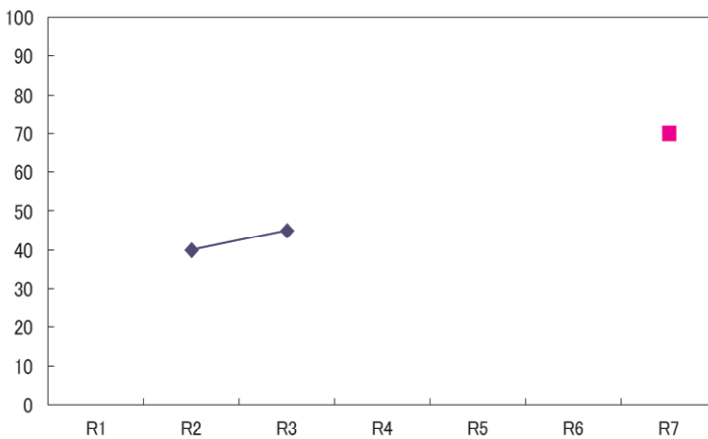
なし

**過去の実績値**

(年度)

H30	R1	R2	R3	R4
		40%	45%	集計中

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の  
浸水防止対策の完了率

**主な事務事業等の概要**

鉄道施設総合安全対策事業費補助（浸水対策）

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や換気口、電源設備等の浸水防止対策を推進し、鉄軌道の耐災害性の強化を支援する。

予算額：4,189百万円の内数（令和2年度当初予算）

4,308百万円の内数（令和3年度当初予算）

5,620百万円の内数（令和3年度補正予算）



5, 035百万円の内数（令和5年度当初予算）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある施設については、対象となる約700箇所のうち45%で浸水対策が完了し、目標達成に向けて着実に進捗している。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・鉄道施設総合安全対策事業費補助

令和2～4年度において、のべ7事業者の浸水対策について補助を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和2年度から令和3年度の実績を踏まえると、今後、年間5%程度の進捗が見込まれ、目標年度である令和7年度時点においては、約65%となり、現在の進捗状況では70%を下回る見込みであることから、国土交通省政策評価実施要領の評価基準に基づきBと評価した。

・要因としては、コロナ禍における輸送人員の減少に伴う、鉄軌道事業者による設備投資の抑制が考えられるが、現在は回復基調にあることから、今後、対策の進捗が図られることが期待される。

・引き続き、鉄軌道事業者に対して補助制度の活用等を促しつつ、令和7年度における目標達成に向けて着実に浸水対策を推進していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長 中野 智行）

関係課：

**業績指標 4 4**

事業用自動車による人身事故件数\*

**評 価**

B	目標値：16,500 件以下（令和 7 年） 実績値：23,259 件（令和 4 年） 初期値：21,871 件（令和 2 年）
---	--

**(指標の定義)**

事業用自動車第 1 当事者の交通事故における人身事故件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、有識者の議論を踏まえて「事業用自動車総合安全プラン 2025」を令和 3 年 3 月に策定したところ。その中において、人身事故件数を令和 7 年までに 16,500 件以下とすることを目標に掲げており、その目標値を準用した。

**(外部要因)**

交通量、事業者数、車両台数

**(他の関係主体)**

警察庁（事故・違反通報）

**(重要政策)**

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

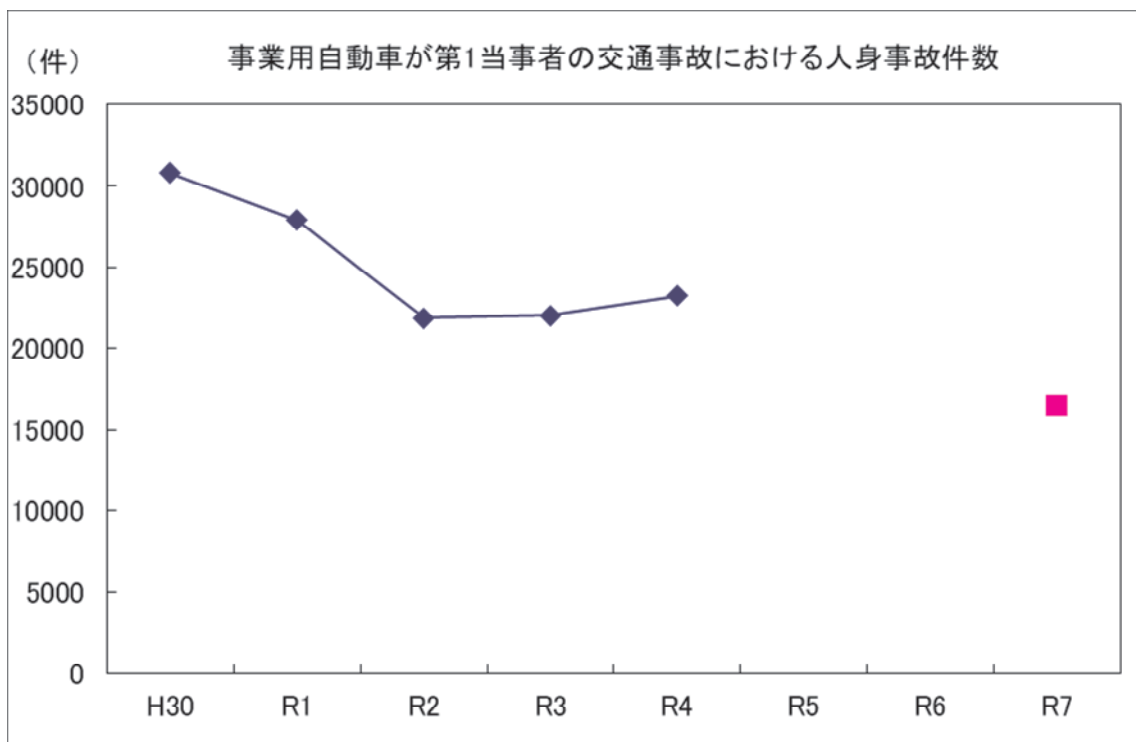
【その他】

第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日中央交通安全対策会議決定）

**過去の実績値（単位：件）**

(年)

H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
30,818	27,884	21,871	22,027	23,259





## 主な事務事業等の概要

### 自動車運送事業の安全対策等

#### ・自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送事業者に対し、より安全な運行を推進するために運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては軽井沢スキーバス事故を踏まえた 85 項目に渡る「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により一層の普及促進策を講じる。

「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき各種取り組みを推進し令和 7 年目標達成に向けて事業用自動車による人身事故削減に努める。

#### ・健康に起因する事故の増加への対応

健康起因事故防止の推進を図るため、セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知、健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン（SAS、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患）の周知、視野障害に関する運転リスクの周知及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨等の対策を講じる。

#### ・自動車運送事業者等に対する監査体制の強化

優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認する。

#### ・事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性の高い再発防止策を講じる。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

令和 4 年の実績値は、目標年における目標の達成に向けた進捗からやや後退した。

#### （事務事業等の実施状況）

・平成 28 年 1 月に発生した軽井沢スキーバス事故等を踏まえ、大型バスの安全に関する 85 項目の対策をとりまとめ、着実に実施してきたところであるが、令和 4 年 8 月には愛知県名古屋市の高速道路において乗合バスが、同年 10 月には静岡県内の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が死傷する痛ましい事故が発生した。

これらの事故を受け、国土交通省においては直ちに事故対策本部を設置するとともに、事業用自動車事故調査委員会への事故調査の要請、事故惹起事業者に対する特別監査等を実施した。

また、令和 4 年 10 月以降の貸切バス事業者に対する集中的な監査において、適正な運賃・料金の收受や運行管理の状況等を重点的に確認することを徹底するとともに、本年 1 月に事業者が運転者に対して行う指導・監督のマニュアルを改正し、下り坂における運転方法の指導等を事業者に確実に行わせる等の再発防止に向けた対策を講じている。

・事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、令和 4 年度において 119 社に対して実施した。

・悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底及び、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、法令違反を早期に是正させる仕組みの導入や行政処分を厳格化し、違反を繰り返す事業者等に対して、許可取消しの措置等を実施している。また、春秋には街頭監査や講習会、集中的な監査等実施している。さらに、事故を惹起するおそれのある事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を行っている。

・点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や、運転者に飲酒運転の危険性の理解を理解させる等、輸送の安全確保のため、令和 3 年 6 月に起きた千葉県八街市における事故に起因し関係団体等に対して改めて飲酒運転防止の徹底のための通知を行うとともに、令和 4 年 3 月に事業者が運転者に対して行う指導・監督のマニュアルを改正し、治療法等の医学的な知見や運送事業者の取組事例を新たに記載する等を行い関係団体等へ周知した。

・自動車運送事業者に対し自動車事故の発生の防止に資する ASV 装置、デジタル式運行記録計等の導入に対する補助を行った。

・トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施している。

・事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており、令和 4 年度末時点において 53 件の報告書を公表した。

・SAS（睡眠時無呼吸症候群）、脳疾患、心臓疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において、脳血管疾患等

の対策ガイドラインをはじめとした健康管理に係るガイドライン等を策定しており、令和4年3月には「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定した。また、事業者の協力を得ながら、運転者に検査を受診していただくとともに、当該検診結果を活用し健康確保の取組手法を検討するためのモデル事業を実施した。

#### 課題の特定と今後の取組の方向性

令和4年に発生した事業用自動車の人身事故件数の特徴として、乗合バスは803件、貸切バスは118件、タクシーは7,948件、トラックは14,383件で、いずれのモードにおいても前年より件数が増加している状況である。新型コロナウイルス感染症拡大下での事業用自動車全体の走行距離の減少等の影響を排除する観点から、直近5年間の業績指標を比較すると、目標の達成に向けて概ね減少傾向であるが、その傾向が鈍化していることからB評価とした。

なお、トラックについては、軽貨物自動車以外の車種の事故件数は毎年減少しているものの、軽貨物自動車の事故件数は増加傾向にあることから、今後、軽貨物自動車の人身事故件数の減少に資する施策を行うほか、引き続き総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、各業態に対して事故削減をより強く促すために策定した令和3年3月「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、各業態の特徴的な事故についても各種取組を着実に実施していく。また、運転者の健康状態に起因する事故を防止するため、主な疾病に関して医学的知見を踏まえ事業者として取るべき対応を含めたガイドラインのさらなる活用、日常健康状態管理の在り方、生活習慣に関する行動変容を促す指導についても引き続き検討・実施していく。このほか、同プランに掲げている、超高齢社会における車内事故防止対策、ICTを活用した高度な運行管理の実現等の各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討会等を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局安全政策課（課長 永井 啓文）

関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 中谷 育夫）

道路局環境安全・防災課（課長 伊藤 高）

自動車局保障制度参事官室（参事官 出口 まきゆ）

自動車局技術・環境政策課（課長 猪股 博之）

自動車局旅客課（課長 森 哲也）

自動車局貨物課（課長 小熊 弘明）

自動車局整備課（課長 多田 善隆）

業績指標 4 5

航空事故発生率

- ① 定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、
- ② 航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率、
- ③ 国、地方公共団体に係る航空事故発生率、
- ④ 個人に係る航空事故発生率

評 価	
① B	① 目標値： 0.34 (令和 14 年) 実績値： 4.40 (令和 4 年) 初期値： 0.67 (平成 25 年～29 年の 5 カ年平均の 7 %減)
② B	② 目標値： 8.10 (令和 14 年) 実績値： 17.93 (令和 4 年) 初期値： 16.20 (平成 25 年～29 年の 5 カ年平均の 7 %減)
③ A	③ 目標値： 8.23 (令和 14 年) 実績値： 12.58 (令和 4 年) 初期値： 16.45 (平成 25 年～29 年の 5 カ年平均の 7 %減)
④ B	④ 目標値： 76.02 (令和 14 年) 実績値： 148.08 (令和 4 年) 初期値： 152.04 (平成 25 年～29 年の 5 カ年平均の 7 %減)

(指標の定義)

- ① 定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）  
※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
- ② 航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）  
※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
- ③ 国、地方公共団体に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
- ④ 個人に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）  
※滑空機、超軽量動力機を含まない。

(目標設定の考え方・根拠)

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018 年（平成 30 年）の目標値を起点として、15 年間で 50%減とする安全目標を設定する。なお、5 年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。

(外部要因)

気象条件

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

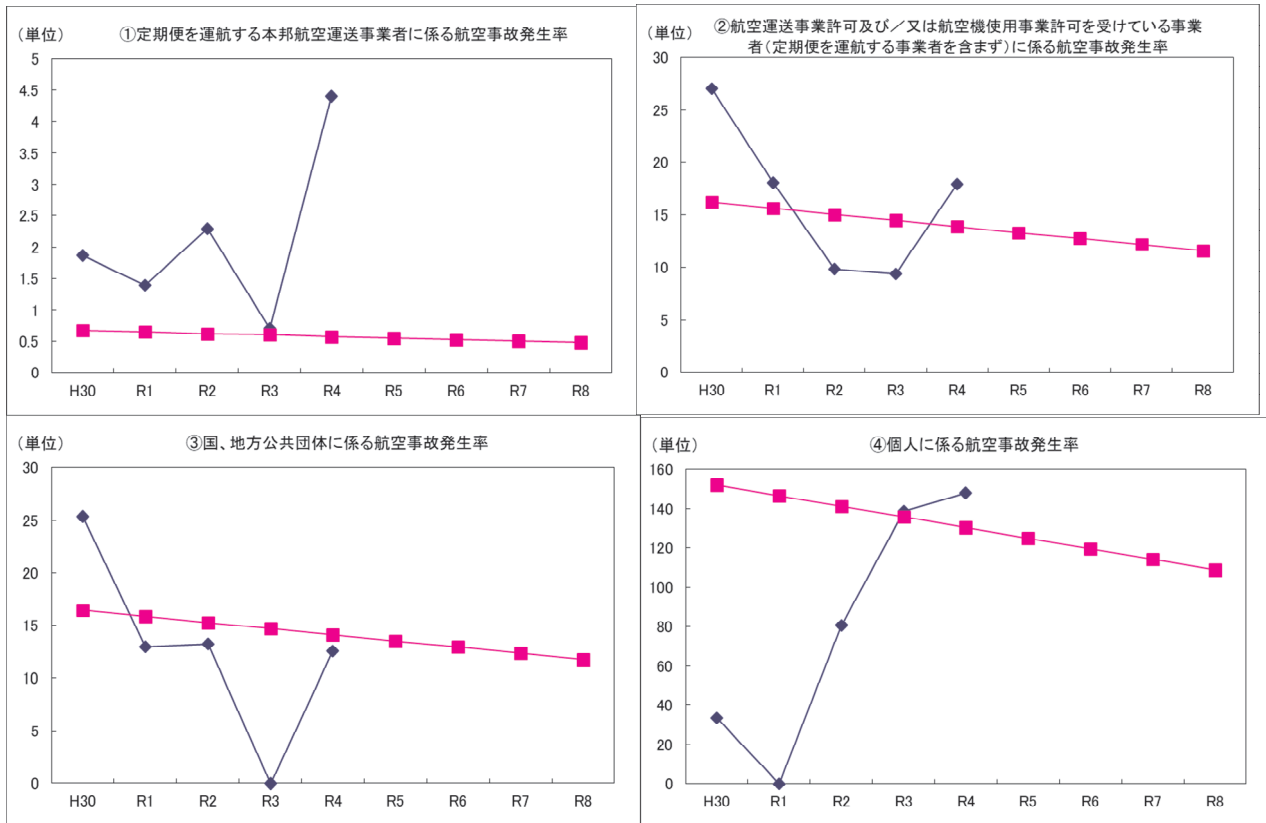
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（件／100 万運航時間）					(年)
H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	
①1.87	①1.39	①2.30	①0.71	①4.40	
②27.02	②18.03	②9.86	②9.39	②17.93	
③25.40	③12.93	③13.23	③0.00	③12.58	
④33.38	④0.00	④80.50	④138.82	④148.08	



### 主な事務事業等の概要

○航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックする。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。(平成26年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。)

さらに、ICAO(国際民間航空機関)等の国際動向や技術の進歩等に合わせ航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

運輸安全委員会では、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための事故等調査を適確に行うとともに、これらの事故等調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

(指標の動向)

国内航空事故発生件数は気象条件等の外部要因の影響により、各年毎で変動があり、特に①定期便を運航する本邦航空運送事業者については、気流の擾乱による骨折事案が発生し、目標年度の目標達成に向けて令和4年度に達成すべき目標値に至らなかった。②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び④個人に係る航空事故発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和4年度に達成すべき目標値に僅かに至らなかった。③国、地方公共団体に係る航空事故発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和4年度に達成すべき目標値を達成しており、順調である。

(事務事業等の実施状況)

- 発生した航空機事故については、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。
- 航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議(航空安全情報分析委員会)を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について定期的に

審議・検討を行っている。

- ・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、令和4年2月に公表を行った。
- ・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。

(令和4年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：399件)

- ・小型航空機の安全対策については、従来から操縦士に対する技能審査制度の実効性向上や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会の開催、自家用機の航空保険加入の促進などの対策を講じた。

- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、原因を究明するための調査を実施した。

(航空事故調査実績 令和4年：74件)

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①定期便を運航する本邦航空運送事業者②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者④個人 における航空機事故の発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和4年度に達成すべき目標値に至っていないため、B評価とした。③国、地方公共団体に係る航空事故発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和4年度に達成すべき目標値を達成しているため、A評価とした。

・今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

・さらに、平成28年12月から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」を通じて、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、小型航空機の総合的な安全対策を一層推進しており、簡易型飛行記録装置を用いた実証実験から得られた活用策の検討結果を踏まえ当該機器の普及促進を図るなどの先進的な技術の活用、安全情報発信強化、指導監督強化について引き続き取組みを進めていく。

・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局安全部安全企画室（官房参事官（安全企画） 渡邊 敬）

関係課： 航空局安全部航空安全推進室（官房参事官（航空安全推進） 木内 宏一）

航空局安全部安全政策課（課長 石井 靖男）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 堀 真之助）



業績指標 4 6

商船の海難船舶隻数\*

評 価

A

目標値：254隻未満（令和7年）  
 実績値：257隻（令和4年）  
 初期値：386隻（平成23年～平成27年の平均海難隻数）

（指標の定義）

我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計  
 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

（目標設定の考え方・根拠）

第11次交通安全基本計画第2部（海上交通の安全）における目標（2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを引き続き目標とし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに1,500隻未満を目指す。）に準じた目標設定とする。

第11次計画では、R7年までに、第9次計画の年平均船舶事故隻数の約34%削減を目標としていることから、商船に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約34%削減した254隻未満を目標とする。

（外部要因）

海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成30年5月15日）

第2部1（1）オ

○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督（PSC）の着実な実施、海運事業者に対する運輸マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。

【閣決（重点）】

なし

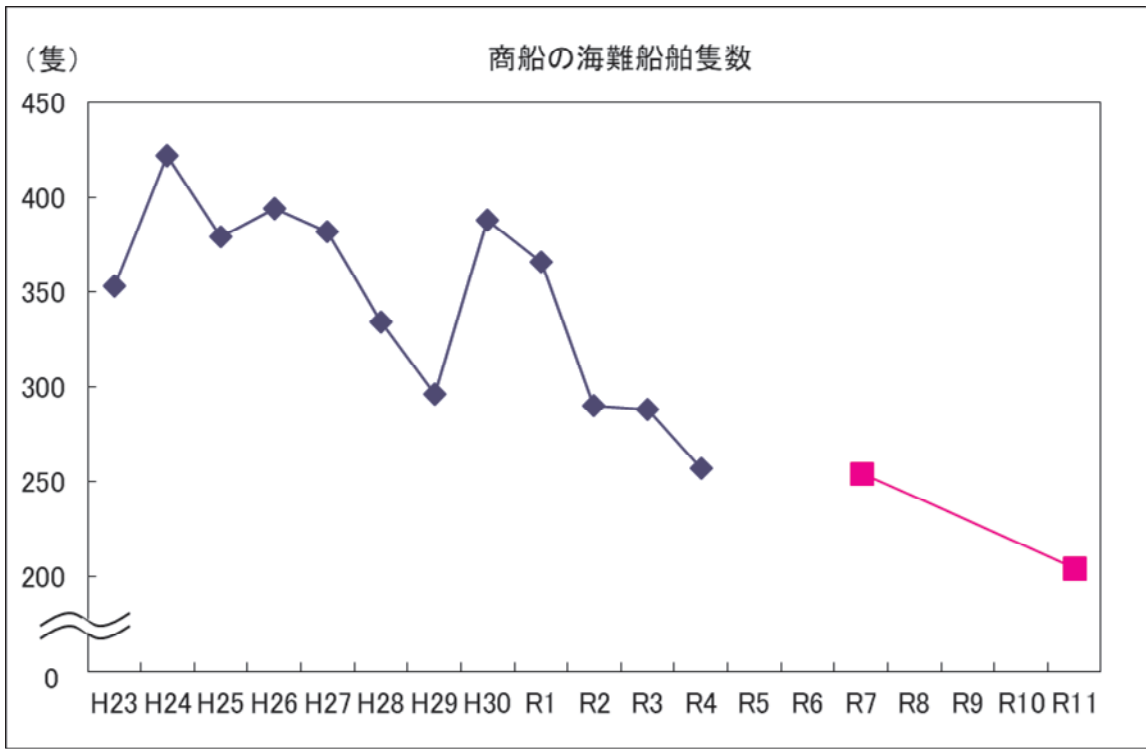
【その他】

・第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議）

第2部第1章II①

○2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを引き続き目標とし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに1,500隻未満を目指す。

過去の実績値						(年)
H23	H24	H25	H26	H27	H28	
353隻	422隻	379隻	394隻	382隻	334隻	
H29	H30	R1	R2	R3	R4	
296隻	388隻	366隻	290隻	288隻	257隻	



**主な事務事業等の概要**

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：4 3 6 百万円（令和4年度）

- ・ 運航労務監理官による旅客船事業者等への監査件数の増加、抜き打ち等による監視の強化等による運航労務監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 検査方法の総点検・是正、検査現場への立ち会い等を通じた日本小型船舶検査機構への監督強化等による船舶検査・測度実施体制の整備
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO 9 0 0 1 品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

- ・ 運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための事故等調査を適確に行うとともに、これらの事故等調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
平成 22 年度以降の実績値のトレンドは概ね減少傾向にあり、現在の取組を今後も強力に推進することで、目標値の達成は概ね可能であると見込まれるため、順調であると推察される。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。  
(運輸安全マネジメント体制の評価実施実績 令和4年：99事業者)
- ・ 船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。  
(船舶の検査実施実績 令和4年：7,747件)
- ・ 外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等についてPSCを実施した。  
(欠陥是正指示実績 令和4年：6,346件)
- ・ 運輸安全委員会は、船舶事故等について、原因を究明するための調査を実施し、かつ、当該調査の結果に基づき、



令和4年においては、原因関係者に対し、講ずべき措置に関する「勧告」1件を行い、国土交通大臣に対し、講ずべき施策に関する「意見」を3件述べた。

(船舶事故調査実績 令和4年：225隻)

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- これまでの実績値のトレンドを考慮すると、概ね減少傾向にあり、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。
- 四面を海に囲まれている我が国において、海上輸送は、我が国の経済産業や国民生活を支える上で欠くことのできないものであり、ひとたび海上における船舶の事故が発生した場合には、人命に対する危険性が高いことはもちろん、我が国の経済と自然環境に甚大な影響を及ぼすことにもつながりかねない。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
- 運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課（課長 松尾 真治）

関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 中谷 育夫）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 堀 真之助）